

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-178450

(P2017-178450A)

(43) 公開日 平成29年10月5日(2017.10.5)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 25/28 (2006.01)	B 6 5 D 25/28	1 O 6 Z 3 E 0 6 2
B 6 5 D 25/20 (2006.01)	B 6 5 D 25/20	F

審査請求 有 請求項の数 7 O L (全 24 頁)

(21) 出願番号	特願2016-96378 (P2016-96378)	(71) 出願人	516089810 OSAMU CRAFT 合同会社 東京都文京区本駒込4-32-11
(22) 出願日	平成28年5月12日 (2016.5.12)	(74) 代理人	100104396 弁理士 新井 信昭
(31) 優先権主張番号	特願2016-61718 (P2016-61718)	(74) 代理人	100105212 弁理士 保坂 延寿
(32) 優先日	平成28年3月25日 (2016.3.25)	(72) 発明者	高橋 修 東京都文京区本駒込4-32-11
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)	(72) 発明者	本屋敷 千佳 東京都府中市宮西町5-25-1
		Fターム(参考)	3E062 AA10 AB02 AC02 AC05 BA02 BB02 BB10 HA03 HA06 HB03 HB10 HC15 HC17 HD28

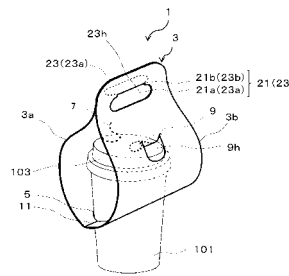
(54) 【発明の名称】 カップつり下げ具

(57) 【要約】

【課題】 カップを安定・安全に吊り下げて持ち運びができ、格別な部品を用いることなく構成でき、積み重ねて最小限の嵩張りで済むカップ吊り下げ具を提供する。

【解決手段】

シート部材(3)の一端側と他端側のほぼ中央にカップを差し入れ可能に貫通形成されたカップ保持孔(5)と、カップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触し、当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための規制構造(9)と、を有し、当該規制構造は、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方からカップ側に部分的に折り起こし可能な押え片が含まれることを特徴とするカップ吊り下げ具(1)である。シート部材によって構成され格別な部品を必要としないので嵩張らず、押え片が上下動を規制するので熱いコーヒーが入ったカップなどを安全に吊り下げて持ち運ぶことができる。



【選択図】 図1

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

所定形状の底があり、当該底と平行な断面形状が上端に向かって次第に相似形的に大きくなるテーパ状のカップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具であって、

一端側と他端側を有する可撓性のシート部材と、

当該シート部材の一端側と他端側のほぼ中央にカップを差し入れ可能に貫通形成された、カップの底の最大長より長く、かつ、カップの上端の最大長より短い、内側最大長を有するカップ保持孔と、

当該カップ保持孔にカップが保持された状態の当該シート部材の一端側と他端側をカップ上方で重ね合わせたときにカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触し、当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための規制構造と、を有し、

当該規制構造は、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方からカップ側に部分的に折り起こし可能な押え片が含まれる

ことを特徴とするカップ吊り下げ具。

【請求項 2】

前記押え片は、前記シート部材の一端側と他端側の双方に設けられている

ことを特徴とする請求項 1 記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 3】

前記押え片各々は、折り起こしにより当該シート部材に形成された折り起こし孔の双方を貫通させた棒状部材を介してカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と接触するように構成されている

ことを特徴とする請求項 2 記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 4】

前記棒状部材は、割りばしである

ことを特徴とする請求項 3 記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 5】

スプーンもしくはフォークの柄を、上から差し込んで保持するための食器保持孔が、前記カップ保持孔の脇に少なくとも 1 個貫通形成されている

ことを特徴とする請求項 1 ないし 4 いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 6】

前記シート部材の一端側と他端側には、重ね合わせたときに両端を解除可能に嵌めこみ連結するための連結構造が設けられている

ことを特徴とする請求項 1 ないし 5 いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 7】

前記カップ保持孔と前記押え片のそれぞれが、前記シート部材の幅方向一列に複数設けられている

ことを特徴とする請求項 1 記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 8】

カップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具であって、

カップ保持部を挟んだ両側に一端側と他端側とを有する可撓性のシート部材と、

当該カップ保持部にカップが保持された状態で当該シート部材の一端側と他端側とをカップ上方で重ね合わせたとき、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方からカップ側に突出してカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触することにより当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための押え片と、を有する

ことを特徴とするカップ吊り下げ具。

【請求項 9】

カップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具であって、

カップ保持部を挟んだ両側に一端側と他端側とを有する可撓性のシート部材と、

10

20

30

40

50

当該シート部材の一端側と他端側のそれぞれに貫通形成された、カップを部分的に突出可能な突出用開口と、

当該カップ保持部にカップが保持された状態で当該シート部材の一端側と他端側とをカップ上方で重ね合わせたとき、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方から反カップ側に突出して当該突出用開口から突出したカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触し、当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための押え片と、を有する

ことを特徴とするカップ吊り下げ具。

【請求項 10】

前記規制片は、当該シート部材の一部を切り起こしてなるものである

ことを特徴とする請求項 8 または 9 記載のカップ吊り下げ具。

10

【請求項 11】

前記カップ保持部は井形状のカップを載置可能に構成され、

前記突出用開口のそれぞれは、井形状のカップの上縁開口の周縁が少なくとも突出可能な形状に形成されている

ことを特徴とする請求項 9 または 10 記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 12】

前記カップ保持部は、対向する角部を有する弁当箱形状のカップを、対向する角部のそれぞれが前記突出用開口に向けて載置可能に構成され、

前記突出用開口のそれぞれは、対向する角部のそれぞれが突出可能な形状に形成されている

ことを特徴とする請求項 9 または 10 記載のカップ吊り下げ具。

20

【請求項 13】

前記押え片は、前記シート部材の一端側と他端側の双方に設けられている

ことを特徴とする請求項 8 ないし 12 いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 14】

前記カップ保持部には、カップの底部を差し込み保持するためのカップ保持孔が貫通形成されている

ことを特徴とする請求項 8 ないし 10 いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【請求項 15】

前記カップ保持孔と前記押え片のそれぞれが、前記シート部材の幅方向一列に複数設けられている

ことを特徴とする請求項 14 記載のカップ吊り下げ具。

30

【請求項 16】

前記シート部材の一端側と他端側には、重ね合わせたときに両端を解除可能に嵌めこみ連結するための連結構造が設けられている

ことを特徴とする請求項 8 ないし 12 いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、主としてコーヒーなどの飲料や麺カップやカップスープなどの食品を収納したカップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具に関する

40

【背景技術】

【0002】

特許文献 1 が開示するカップホルダー（第 1 の先行ホルダー）は、円形の底があり上端に向かって次第に径が大きくなるテーパ状のカップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具であって、一端側と他端側を有する可撓性のシート部材と、当該シート部材の一端側と他端側のほぼ中央に貫通形成された、カップの最大径より小さく、かつ、カップの最小径より大きな内径のカップ保持孔（貫通孔）と、シート部材（帯部）の一端側と他端側を固定する固定部（スナップボタン）を備えている。

50

【0003】

特許文献2には、カップ保持孔（透孔）を有する底板部と、底板部の両側から延びて幅方向中央に窓穴を有する2つの揚げ板部（シート部材）と、下げ板部の端部を係合する構造とを有するカップホルダー（第3の先行ホルダー）が記述されている。第3の先行ホルダーの用途は、カップケーキ等の柔らかい菓子類の持ち運びに限定されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】実用新案登録第3198026号公報

【特許文献2】実用新案公開昭和59年第168342号公報

10

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

第1の先行ホルダーは、シート部材とは別部材である固定部によって、その一端側と他端側が固定されるのであるが、別部材の固定部を有するとなれば、その分だけ部品点数が増加するし加工の手間がかかるので、コスト高になるという問題点がある。また、この種のシート部材は、使用前は何枚も積み重ね、たとえば、コンビニエンスストアの代金支払所の脇などに置かれるのが通常である。そのとき、固定部という突起があるものを積み重ねると不安定になるし嵩張るので、限られたスペースの中でたくさんの枚数を在庫しておくことができないという不都合を招きやすい。

20

【0006】

第2の先行ホルダーは、上述したように、柔らかい菓子類を持ち運ぶためのものであるから、持ち運ぶ際にその菓子類に接触することは許されない。菓子類がへこんだり変形したりしてしまうからである。このため、持ち運ぶ際に、菓子の類の底部が、たとえば机のような障害物にぶつかって上に押し上げられると、ホルダーから飛び出さずか、飛び出さないまでもホルダーに衝突して変形してしまうおそれがあった。

【0007】

本発明は、上述した第1の先行ホルダー若しくは第2の先行ホルダーの問題点を解消することを目的とする。すなわち、様々な収容物を収納したカップを安定・安全に吊り下げて持ち運びができ、格別な部品を用いることなく構成でき、さらに、使用前後に積み重ねて最小限の嵩張りで済むカップ吊り下げ具の提供を目的とする。

30

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記課題を解決するため本発明は、次に述べる特徴を備えている。なお、何れかの請求項記載の発明の特徴を説明に当たり行う用語の定義等は、その記載順に関わりなく、その性質上可能な範囲において他の請求項記載の発明にも適用があるものとする。

【0009】

（請求項1記載の発明の特徴）

請求項1記載の発明に係るカップ吊り下げ具（以下、「請求項1の吊り下げ具」という）は、所定形状の底があり、当該底と平行な断面形状が上端に向かって次第に相似形的に大きくなるテーパ状のカップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具である。この請求項1の吊り下げ具は、一端側と他端側を有する可撓性のシート部材と、当該シート部材の一端側と他端側のほぼ中央にカップを差し入れ可能に貫通形成された、カップの底の最大長より長く、かつ、カップの上端の最大長より短い、内側最大長を有するカップ保持孔と、当該カップ保持孔にカップが保持された状態の当該シート部材の一端側と他端側をカップ上方で重ね合わせたときにカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触し、当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための規制構造と、を有している。ここで、当該規制構造は、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方からカップ側に部分的に折り起こし可能な押え片が含まれる。

40

50

【0010】

請求項1の吊り下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側を重ね合わせた状態で、カップ保持孔に差し込んだカップを吊り下げることができる。カップ保持孔への差し込みにより、シート部材によるカップ保持が安定する。シート部材に対するカップの上下動を押え片が規制するので、吊り下げて持ち運ぶときカップの底が、たとえば、テーブルなどの障害物にぶつかっても容易に跳ね上がったたり飛び出したりすることが防止される。このため、カップの持ち運びの際に、収納物をこぼしたり、カップ自体を吊り下げ具から落下されたりする恐れが払しょくされる。押え片は、シート部材の一部を折り起こしてなるものであるから、シート部材の加工だけで形成することができ、格別な部品を要しない。このため、使用前もしくは使用後の請求項1の吊り下げ具を、複数枚を積み重ねても不安定にならないし、嵩張りも最小限で済む。

10

【0011】

(請求項2記載の発明の特徴)

請求項2記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項2の吊り下げ具」という)では、請求項1の吊り下げ具の好ましい態様として、前記押え片は、前記シート部材の一端側と他端側の双方に設けられている。

【0012】

請求項2の吊り下げ具によれば、複数の押え片の少なくとも一方を使ってカップの上下動を規制することができる。両方の押え片を用いて規制すれば、一方だけの場合に比べ規制効果を高めることはいうまでもない。その反面、一方でも足りると思われる場合に、一端側の押え片か他端側の押え片のうち手近にある方を折り起こして使えばよいので、使い勝手がよい。

20

【0013】

(請求項3記載の発明の特徴)

請求項3記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項3の吊り下げ具」という)では、請求項2の吊り下げ具の好ましい態様として、前記押え片各々は、折り起こしにより当該シート部材に形成された折り起こし孔の双方を貫通させた棒状部材を介してカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と接触するように構成されている。この場合の押え片は、両者ともにカップ側に折り起こしてもよいが、一方をカップ側に他方を外側に折り起こして、つまり、同方向に折り起こすようにしてもよい。

30

【0014】

請求項3の吊り下げ具によれば、棒状部材がカップの縁にブリッジし、それを一方または双方の押え片が抑えるためより安定したカップの上下動規制を実現することができる。押え片による押えは、折り起こし孔から棒状部材が抜け落ちることも併せて防いでくれる。

【0015】

(請求項4記載の発明の特徴)

請求項4記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項4の吊り下げ具」という)では、請求項3の吊り下げ具の好ましい態様として、前記棒状部材は、割りばしを流用する。

40

【0016】

請求項4の吊り下げ具によれば、棒状部材として特別なものを用意する必要がなく、たとえばコンビニエンスストアなどに必ずといっていいほどストックされている割りばしを流用することができる。特に、たとえば湯を入れた麺カップを吊り下げて持ち運ぶとき、食べるのに使う割りばしと一緒に運べるので、たいへん便利である。

【0017】

(請求項5記載の発明の特徴)

請求項5記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項5の吊り下げ具」という)では、請求項1ないし4いずれかの吊り下げ具の好ましい態様として、スプーンもしくはフォークの柄を、上から差し込んで保持するための食器保持孔が、前記カップ保持孔の脇

50

に少なくとも 1 個貫通形成されている。

【0018】

請求項 5 の吊り下げ具によれば、スプーンやフォークをカップとともに持ち運ぶことができる。カップが麵カップやカップスープであるときに、とても便利である。

【0019】

(請求項 6 記載の発明の特徴)

請求項 6 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 6 の吊り下げ具」という)では、請求項 1 ないし 5 いずれかの吊り下げ具の好ましい態様として、前記シート部材の一端側と他端側には、重ね合わせたときに両端を解除可能に嵌めこみ連結するための連結構造が設けられている。

10

【0020】

請求項 6 の吊り下げ具によれば、連結構造がシート部材の一端側と他端側を連結するので、カップとともに吊り下げ具を持ち運ぶとき、持ち運びの前後にテーブルなどの上に置いたとき、一端側と他端側の重ね合わせに気を遣わなくてすむようになる。また、カップの保持をより安定なものにするので、吊り下げ具の使い勝手をより高めることができる。

【0021】

(請求項 7 記載の発明の特徴)

請求項 7 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 7 の吊り下げ具」という)では、請求項 1 の吊り下げ具の好ましい態様として、前記カップ保持孔と前記押え片のそれぞれが、前記シート部材の幅方向一列に複数設けられている。

20

【0022】

請求項 7 の吊り下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側を重ね合わせた状態で、カップ保持孔に差しこんだ複数のカップを吊り下げることができる。その上で、シート部材に対するカップ各々の上下動を有効規制するなど、請求項 1 の吊り下げ具の作用効果と同じ作用効果をそれぞれのカップに対し奏することができる。

【0023】

(請求項 8 記載の発明の特徴)

請求項 8 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 8 の吊り下げ具」という)は、カップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具である。請求項 8 の吊り下げ具は、カップ保持部を挟んだ両側に一端側と他端側とを有する可撓性のシート部材と、当該カップ保持部にカップが保持された状態で当該シート部材の一端側と他端側とをカップ上方で重ね合わせたとき、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方からカップ側に突出してカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触することにより当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための押え片と、を有することを特徴とする。

30

【0024】

請求項 8 の吊り下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側を重ね合わせた状態で、カップを吊り下げることができる。シート部材に対するカップの上下動を押え片が規制するので、吊り下げて持ち運ぶときカップの底が、たとえば、テーブルなどの障害物にぶつかっても容易に跳ね上がったたり飛び出したりすることが防止される。このため、カップの持ち運びの際に、収納物をこぼしたり、カップ自体を吊り下げ具から落下されたりする恐れが払しょくされる。押え片は、使用時に突出するものなので、使用前もしくは使用後の請求項 8 の吊り下げ具を、複数枚を積み重ねても不安定にならないし、嵩張りも最小限で済む。

40

【0025】

(請求項 9 記載の発明の特徴)

請求項 9 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 9 の吊り下げ具」という)は、カップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具である。請求項 9 の吊り下げ具は、カップ保持部を挟んだ両側に一端側と他端側とを有する可撓性のシート部材と、当該シート部材の一端側と他端側のそれぞれに貫通形成された、カップを部分的に突出可能な

50

突出用開口と、当該カップ保持部にカップが保持された状態で当該シート部材の一端側と他端側とをカップ上方で重ね合わせたとき、当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方から反カップ側に突出して当該突出用開口から突出したカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と直接的もしくは間接的に接触し、当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための押え片と、を有することを特徴とする。

【0026】

請求項9の吊り下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側を重ね合わせた状態で、カップを吊り下げることができる。シート部材に対するカップの上下動を押え片が規制するので、吊り下げて持ち運ぶときカップの底が、たとえば、テーブルなどの障害物にぶつかっても容易に跳ね上がったたり飛び出したりすることが防止される。このため、カップの持ち運びの際に、収納物をこぼしたり、カップ自体を吊り下げ具から落下されたりする恐れが払しょくされる。さらに、突出用開口からカップが部分的に突出するので、突出部分が引っ掛かってシート部材に対するカップ全体の横ずれを防止する。押え片は、使用時に突出するものなので、使用前もしくは使用後の請求項9の吊り下げ具を、複数枚を積み重ねても不安定にならないし、嵩張りも最小限で済む。

10

【0027】

(請求項10記載の発明の特徴)

請求項10記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項10の吊り下げ具」という)では、請求項8または9の吊り下げ具の好ましい態様として、前記規制片は、当該シート部材の一部を切り起こしてなるものであることを特徴とする。

20

【0028】

請求項10の吊り下げ具によれば、押え片は、シート部材の一部を切り起こしてなるものであるから、シート部材の加工だけで形成することができ、格別な部品を要しない。このため、使用前もしくは使用後の請求項10の吊り下げ具を、複数枚を積み重ねても不安定にならないし、嵩張りも最小限で済む効果がより確実になる。

【0029】

(請求項11記載の発明の特徴)

請求項11記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項11の吊り下げ具」という)では、請求項9または10の吊り下げ具の好ましい態様として、前記カップ保持部は井形状のカップを載置可能に構成され、前記突出用開口のそれぞれは、井形状のカップの上縁開口の周縁が少なくとも突出可能な形状に形成されていることを特徴とする。

30

【0030】

請求項11の吊り下げ具によれば、井形状のカップを安定して吊り下げることができる。うどんやそばなどが入った麺カップなどが対象となる。

【0031】

(請求項12記載の発明の特徴)

請求項12記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項12の吊り下げ具」という)では、請求項9または10の吊り下げ具の好ましい態様として、前記カップ保持部は、対向する角部を有する弁当箱形状のカップを、対向する角部のそれぞれが前記突出用開口に向けて載置可能に構成され、前記突出用開口のそれぞれは、対向する角部のそれぞれが突出可能な形状に形成されていることを特徴とする。

40

【0032】

請求項12の吊り下げ具によれば、弁当箱形状のカップを安定して吊り下げることができる。焼きそばなどは入った麺カップなどが対象となる。

【0033】

(請求項13記載の発明の特徴)

請求項13記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項13の吊り下げ具」という)では、請求項8ないし12いずれかの吊り下げ具の好ましい態様として、前記押え片は、前記シート部材の一端側と他端側の双方に設けられていることを特徴とする。

【0034】

50

請求項 13 のつり下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側の双方に設けられていることにより、カップの押えをより確実にすることができる。なお、一端側の押え片と他端側の押え片は同数でもよいが、同数でなければならない、ということではない。

【0035】

(請求項 14 記載の発明の特徴)

請求項 14 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 14 の吊り下げ具」という)では、請求項 8 ないし 10 いずれかの吊り下げ具の好ましい態様として、前記カップ保持部には、カップの底部を差し込み保持するためのカップ保持孔が貫通形成されていることを特徴とする。

【0036】

請求項 14 の吊り下げ具によれば、カップ保持孔への差し込みにより、シート部材によるカップ保持が安定する。

【0037】

(請求項 15 記載の発明の特徴)

請求項 15 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 15 の吊り下げ具」という)では、請求項 14 の吊り下げ具の好ましい態様として、前記カップ保持孔と前記押え片のそれぞれが、前記シート部材の幅方向一列に複数設けられていることを特徴とする。

【0038】

請求項 15 の吊り下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側を重ね合わせた状態で、カップ保持孔に差しこんだ複数のカップを吊り下げることができる。その上で、シート部材に対するカップ各々の上下動を有効規制するなど、請求項 14 の吊り下げ具の作用効果と同じ作用効果をそれぞれのカップに対し奏することができる。

【0039】

(請求項 16 記載の発明の特徴)

請求項 16 記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項 16 の吊り下げ具」という)では、請求項 8 ないし 12 いずれかの吊り下げ具の好ましい態様として、前記シート部材の一端側と他端側には、重ね合わせたときに両端を解除可能に嵌めこみ連結するための連結構造が設けられていることを特徴とする。

【0040】

請求項 16 の吊り下げ具によれば、連結構造がシート部材の一端側と他端側を連結するので、カップとともに吊り下げ具を持ち運ぶとき、持ち運びの前後にテーブルなどの上に置いたとき、一端側と他端側を重ね合わせに気を遣わなくてすむようになる。また、カップの保持をより安定なものにするので、吊り下げ具の使い勝手をより高めることができる。

【発明の効果】

【0041】

本発明によれば、様々な収容物を収納したカップを安定・安全に吊り下げて持ち運びができ、格別な部品を用いることなく構成でき、さらに、使用前後に積み重ねて最小限の嵩張りで済むカップ吊り下げ具の提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0042】

【図 1】コーヒーカップを保持した状態のカップ吊り下げ具を示す斜視図である。

【図 2】図 1 に示すカップ吊り下げ具を展開した状態の正面図(a)と平面図(b)である。

【図 3】図 1 に示すカップ吊り下げ具の左側面図である。

【図 4】麵カップを保持した状態のカップ吊り下げ具を示す斜視図である。

【図 5】図 4 に示すカップ吊り下げ具の左側面図である。

【図 6】図 4 に示すカップ吊り下げ具に割りばしを差し込んだ状態を示す左側面図である。

【図 7】カップスープとスプーンを保持した状態のカップ吊り下げ具を示す斜視図である

10

20

30

40

50

。

【図 8】図 7 に示すカップ吊り下げ具の展開平面図である。

【図 9】カップ吊り下げ具の変形例を示す展開平面図である。

【図 10】2 個のカップを持ち運ぶことのできるカップ吊り下げ具の展開平面図である。

【図 11】カップ保持孔の変形例の使用状態を示す斜視図である。

【図 12】本実施形態の変形例 1 に係るカップ吊り下げ具の使用状態を示す斜視図である。

。

【図 13】図 12 に示すカップ吊り下げ具の展開平面図である。

【図 14】本実施形態の変形例 2 に係るカップ吊り下げ具の使用状態を示す斜視図である。

。

【図 15】図 14 に示すカップ吊り下げ具の正面図である。

【図 16】図 14 に示すカップ吊り下げ具の平面図である。

【図 17】本実施形態の変形例 3 に係るカップ吊り下げ具の使用状態を示す斜視図である。

。

【図 18】図 17 に示すカップ吊り下げ具の展開平面図である。

【図 19】本実施形態の変形例 4 に係るカップ吊り下げ具の使用状態を示す斜視図である。

。

【図 20】図 19 に示すカップ吊り下げ具の展開平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0043】

(定義)

本明細書におけるカップには、たとえば、ホットもしくはやアイスのコーヒーや紅茶などの飲料が収納された飲料カップ、ラーメン・うどん・春雨などの麺・ヌードルが収納された麺カップ、かゆや雑炊などが収納された飯物カップ、味噌汁や各種スープなどの汁物が収納された汁カップなど、がある。カップには所定形状（たとえば、円形や多角形）の底があり当該底と平行な断面形状が上端に向かって次第に相似形的に大きくなる（底が円形ならその径がだんだん大きくなる）テーパ状のものであり、その大きさは、収納物の種類や量などによってさまざまなものがある。日本そばやうどんなどが収容されたどんぶり（丼）形のものや、焼きそばなどを入れる弁当箱形のものなども含まれる。たとえば、コーヒーのカップのように、同じ飲料であっても大中小にサイズ分けされたものもある。こぼれやゴミが入るのを防ぐ目的で、カップに蓋を被せることもある。また、麺カップや汁カップのように、カップ上端に貼り付けられたシール蓋を僅かに剥がして湯を注ぎ、中身が出来上がるまでシールを戻しておくタイプもある。飲料や麺などの代わりに、スナック菓子を入れるものも一般的である。本明細書におけるカップは、上記したものを一例として、また、飲食料品に限らずあらゆる目的のカップが対象となる。

【0044】

(全体構造・シート部材)

以下、本発明の実施形態に係るカップ吊り下げ具について図面を参照しながら説明する。

。

図 1 における符号 1 は、カップ 101 を保持した状態のカップ吊り下げ具（以下、適宜「吊り下げ具 1」という）を示す。図 2 の (a) および (b) に示すように、シート部材 3 は、可撓性（弾性変形できる性質）がある素材、たとえば、薄いプラスチックシートや無垢の紙材、プラスチックをコーティングした紙材などの素材、天然・合成皮革、布、不織布などの素材、さらにこれらを複合した素材などによって構成されている。コーヒーなどが入ったカップ 101 を吊り下げるのに十分な強度を持ち、その強度は濡れても保てる素材であれば何でもよい。後述するカップ保持孔や係合孔・折り起こし孔の縁などを合成樹脂材などによって被覆することも本発明の射程内である。使い捨てとしてもよいが、何回も使いまわしできるようにすれば、環境にやさしい吊り下げ具となる。使用時に外から見えるシート部材の表面を表示部とし、そこに、歩く広告塔としての機能を持たせるために商品の宣伝や店舗表示を入れたり、ファッション性を持たせるために適宜に彩色・装飾を

10

20

30

40

50

施したりすることもよい。たとえば、桜、ひまわり、紅葉、雪だるまのような装飾を季節替わりで施したり、ご当地のゆるキャラやアニメのキャラクターなどを表示したりすることも楽しい。

【0045】

図2(a)に示すように、平面視のシート部材3は、全体として角を取り去ったひし形に似た形状の1枚シートによって構成されている。別の言い方をすると、それぞれ釣鐘形状の一端側3aと他端側3bが、長さ方向中央に形成された折れ線11を挟んで線対称に構成されている。折れ線11は、吊り下げ具1にとってなくてはならないものではないが、これを設けておくことにより使用していないときに二つ折りしてコンパクトにする効果や、図3に示すような一端部3aと他端部3bとの重ね合わせを容易にするメリットなどが得られる。なお、シート部材3の平面形状は、本発明の特徴を備えカップの吊り下げという目的を達成可能であれば、何ら限定がないことはいうまでもない。図2(a)に示すように、バランス的に支障がなければ、左右対称である必要もない。

10

【0046】

(カップ保持孔)

図1および図2(b)が示すように、シート部材3の中央(カップ保持部3c、図2)には、折り線11を遮るように円形のカップ保持孔5が形成されている。カップ保持孔5は、吊り下げが想定されるカップ101のカップの最大径より小さく、かつ、カップの最小径より大きな内径に形成されている。この径の差を利用して、カップ保持孔5にカップ101を保持するようになっている。

20

【0047】

カップ保持孔5の形状は、カップを差し入れることができる形状であればカップの底の形状と同じ(相似)である必要は必ずしもない。たとえば、カップ保持孔5の形状が円形のまま多角形のカップを保持することもできるし、その逆もある。ハート形の底をもつカップを多角形のカップ保持孔で保持してもよい。どのような形のカップであっても、まず、そのカップの底を差し入れることができる孔であること、カップの底の最大長(円形なら直径、正方形なら対角線、ひし形なら長いほうの対角線の長さ、その他の形状ならその形状の一番長い部分の長さ)より長く、かつ、カップの上端の最大長より短い、内側最大長を有する孔であることが要件となる。この要件が満たされないと、差し入れ不能であっても論外であるし、カップの上端の最大長より長い内側最大長を有する孔では、カップがすり抜けてしまうのでカップ保持孔として機能しないからである。

30

【0048】

(押え片)

図2(b)に示すように、シート部材3の長さ方向に、カップ保持孔5を挟んで押え片7と押え片9が一端を残して切り抜き形成され、図2(a)に示すようにシート部材3から折り起こして使用する。押え片7は一端側3aに、押え片9は他端側3bに、それぞれ位置している。押え片7と押え片9は、その目的が達成できるのであれば形状を問わないが(後述の各変形例で同じ)、本実施形態ではそれぞれ扁平の半円形状に形成されている。半円形状であれば、たとえば、麺カップのシール蓋(図4参照)などと接触した際に突き刺さったりする恐れがないからである。なお、押え片は上記のように2個とすることが安定した押えなどのために好ましいが、押え片7もしくは押え片9の何れか一方だけ設けるようにしてもかまわない。さらに、適宜な個所に、押え片7および押え片9以外の他の押え片を形成することを妨げない。

40

【0049】

(連結構造)

図1ないし3を参照しながら、連結構造を説明する。この連結構造は、シート部材3の一端側3aと他端側3bとを重ね合わせたときに両端を解除可能に嵌めこみ連結するためのものであり、次のように構成されている。すなわち、連結構造は、シート部材3の、たとえば一端側3aに形成された係合孔21と、同じく他端側3bに形成された係合片23から構成されている。係合孔21は、切り抜き孔であって、押え片7に近いほうに設けら

50

れた扁平楕円形状の長円孔部 2 1 a と、遠いほうに形成された細い長方形の方形孔部 2 1 b とから構成されている。図 2 (b) から明らかなように、長円孔部 2 1 a の長さは、方形孔部 2 1 b の長さより短く構成されている。

【 0 0 5 0 】

一方、係合片 2 3 は、図 2 (b) から明らかなように、平面視したときに係合孔 2 1 とほぼ同じ形状をしており、折れ線 1 1 に対し線対称の位置に設けられている。すなわち、係合片 2 3 は、長円孔部 2 1 a に対応する長円部 2 3 a と、方形孔部 2 1 b に対応する方形部を備えている。係合片 2 3 は、シート部材 3 に一端を残して切り抜き形成したものである。係合片 2 3 を折り起こすと、シート部材 3 に折り起こし孔 2 3 h が現れる (図 1 参照) 。

10

【 0 0 5 1 】

(吊り下げ具の使用法)

図 1 ないし 3 を参照しながら、吊り下げ具 1 の使用法を説明する。ここでは、コンビニエンスストアでホットコーヒーを購入した場合を想定する。カップ 1 0 1 には蓋部材 1 0 3 を被せてある。ここで、図 2 (b) に示すように吊り下げ具 1 をテーブル T (図 3 参照) の上に置き、その状態でカップ 1 0 1 の底をカップ保持孔 5 の中に入れる (テーブル T の上に置かれた状態) 。ここで、吊り下げ具 1 (シート部材 3) の一端側 3 a と他端側 3 b をそれぞれ両手で持って持ち上げる (図 3 の 2 点鎖線で示す状態) 。カップ保持孔 5 の内径とカップ 1 0 1 の外形が一致すると、カップ 1 0 1 の重みで吊り下げ具 1 自体の持ち上げができなくなり、その代わりに、2 点鎖線の矢印で示すように一端側 3 a と他端側 3 b がそり上がり、やがて両者が重ね合わされる。図 3 の実践は、一端側 3 a と他端側 3 b を重ね合わせた状態を示している。

20

【 0 0 5 2 】

重ね合わさった状態で、図 2 (a) に示すように、係合片 2 3 をシート部材 3 (の他端側 3 b) から折り起こし、係合孔 2 1 の長円孔部 2 1 a に差し込み、少し持ち上げるように折り返すと (図 1、3 参照) 、方形部 2 3 b が方形孔部 2 1 b に係合させることができる。このとき、長円部 2 3 b は方形孔部 2 1 a よりも幅広であるため、そこで引っ掛かり抜け止めされるようになっている。その状態で、外側から押圧して押え片 7 と押え片 7 を折り起こすと、両者はそれぞれ蓋部材 1 0 3 の頂部を弾性的に押え、これによって吊り下げ具 1 0 1 に対するカップ 1 0 1 の上下動が規制される。

30

【 0 0 5 3 】

なお、係合片 2 1 の折り起こしと折り返しによって、係合孔 2 1 と折り起こし孔 2 3 h が一致して貫通するので、そこに指をいれ (図 3 参照) 、カップ 1 0 1 ごと吊り下げ具 1 を持ち上げることができる。これでカップ 1 0 1 の吊り下げが可能となる。指の代わりに紐やフック (いずれも図示省略) などを差し入れ、それらを持ち上げるにより間接的に吊り下げることができる。

【 0 0 5 4 】

(別の形状のカップ)

図 4 および 5 に示すカップ 1 1 1 は、シール蓋 1 1 3 を有する麵カップである。吊り下げ具 1 0 1 の押え片 7 および抑え片 9 は、シール蓋 1 1 3 の頂部を弾性的に押えている。図 6 に示すように、押え片 7 と抑え片 9 は、折り起こし孔 7 h と折り起こし孔 9 h を貫通させた割りばし (棒部材) 1 1 7 を介してカップ 1 1 1 を抑えるようにしてもよい。割りばし 1 1 t が麵カップ 1 1 1 の上端縁にブリッジしてより安定的に上下動を規制することができるし、中身を食べるとき使う割りばしと一緒に吊り下げて運ぶことができ便利である。

40

【 0 0 5 5 】

図 7 および 8 に示す吊り下げ具 1 2 1 は、次の 1 点を除き吊り下げ具 1 と基本構造が共通である。したがって、両者に共通する部材については、図 1 に示す部材番号と同じ部材番号を図 7 で用い、それらの説明は省略する。両者間で異なる点は、食器保持孔 2 5 h の有無である。すなわち、吊り下げ具 1 2 1 は食器保持孔 2 5 h を有する点で吊り下げ具 1

50

と異なっている。食器保持孔 25 h は、スプーン 119 の柄を、上から差し込んで保持するための小円形の孔であって、カップ保持孔 5 の脇に少なくとも 1 個（本実施形態では 2 個。1 個はカップの裏に隠れている）貫通形成されている。カップスープや雑炊などを食べる時に用いるスプーンを、カップ 101 と同時に吊り下げて運べるので、たいへん便利である。

【0056】

図 9 に示す吊り下げ具 131 は、シート部材 135 の形状がシート部材 3 と異なる点を除き吊り下げ具 1 と基本構造が共通である。したがって、両者に共通する部材については、図 1 に示す部材番号と同じ部材番号を図 9 で用い、それらの説明は省略する。シート部材 135 は、同じほどの大きさの円形シート 135 a、135 b、135 c を 1 列に 3 個並べたような形状に形成され、中央に位置する円形シート（カップ保持部）135 b の中心部にカップ保持孔 5 が貫通形成されている。一端側の円形シート 135 a には指入れ孔 137 a が、他端側の円形シート 135 b には指入れ孔 137 b が、それぞれ形成され、両者を重ね合わせたとき両方の孔の中に指を入れられるようになっている。指入れ孔 137 a の中に突き出す小片は、重ね合わせた円形シート 135 a と円形シート 135 b を連結するための折り返し片である。折り返し片 139 を円形シート 137 b の外側で折り返して両シートを連結する機能を担っている。

10

【0057】

図 10 に示す吊り下げ具 141 は、次の 1 点を除き吊り下げ具 1 と基本構造が共通である。したがって、両者に共通する部材については、図 1 に示す部材番号と同じ部材番号を図 10 で用い、それらの説明は省略する。両者間で異なる点は、カップ保持孔 5 と、一对の押え片 7, 7, 9, 9 が複数になっている点である。すなわち、吊り下げ具 141 のシート部材 143 は、先に説明したシート部材 3 の倍近い幅広に形成され、記カップ保持孔 5 と押え片 7, 7, 9, 9 のそれぞれが、シート部材 143 の中央部位（カップ保持部）の幅方向一列に複数設けられている。同時に 2 このカップを吊り下げて運ぶときにたいへん便利である。なお、符号 13, 13 は、中央の折れ線 11 により二つ折りにした一端側 143 a と他端側 143 b を、さらにそれぞれ二つ折りにするための折れ線を示す。すなわち、シート部材 143 は、よりコンパクトにするために四つ折り可能に形成されている。なお、図示は省略するが、先に説明したシート部材 3 もこれと同様に四つ折り可能に形成してもよい。

20

30

【0058】

（カップ保持孔の変形例）

図 11 に示す吊り下げ具 151 の基本形は、図 4 に示す吊り下げ具 1 であり、両者が異なる点は、カップ保持孔の形状と、保持されるカップの形状のみである。したがって、両者共通する部材について図 11 では図 4 で用いた符号と同じ符号を付するに留め、この相違点についてだけ説明する。

【0059】

吊り下げ具 151 のカップ保持孔 5' は、多角形（ここでは八角形）のカップ 101' の底（図 11 では隠れて見えない）の形状と相似形に形成されている。符号 113' は、カップ 101' の開口を塞ぐシール蓋を示す。吊り下げ具 151 の作用効果は、吊り下げ具 101 のそれと変わるところがない。カップ保持孔 5' の形状は多角形であるが、吊り下げ具 151 を用いて円形の底をもつカップを吊り下げることにもできる。

40

【0060】

（本実施形態の変形例 1）

図 12 および図 13 を参照しながら、変形例 1 について説明する。変形例 1 に係る吊り下げ具 161 は、本実施形態に係る吊り下げ具 1（図 1、2）と基本構造を共通にする。このため、以下では両者間で異なる点についての説明を行う。図 12 および 13 に示される部材番号と同じ部材番号が図 1 および 2 にも示される場合は、当該同じ部材番号によって示される部材は、両者間で共通する部材である。

【0061】

50

図 1 2 および図 1 3 に示すシート部材 3 中央のカップ保持部 3 c には、カップ 1 0 1 の形状に合わせたカップ保持孔 5 ' (変形例 1 では円形) が貫通形成されている。符号 1 6 3 は、シート部材 3 の一端側 3 a と他端側 3 b のそれぞれに貫通形成された突出用開口を示す。突出用開口 1 6 3 (本実施形態の折り起こし孔 9 h の変形) は、カップ 1 0 1 が部分的に突出可能な形状に形成されている。突出用開口 1 6 3 からの部分的突出は、突出用開口 1 6 3 の周縁部に突出部位を引っ掛からせることにより、カップ 1 0 1 の上部がシート部材 3 に対して首振りしないで安定的に保持されるようにする。

【 0 0 6 2 】

押え片 1 6 5 (本実施形態の押え片 7 の変形) は、突出用開口 1 6 3 に突出するように切り起こして形成され、突出用開口 1 6 3 から突出するカップ 1 0 1 の突出部位のシール蓋 1 1 3 ' の上から押えられるよう構成されている。すなわち、使用時の押え片 1 6 5 のそれぞれは、シート部材 3 の外側 (反カップ 1 0 1 側) に突出してシート部材 3 に対するカップ 1 0 1 の上下動を規制することになる。なお、変形例 1 では、2 本の折れ線 1 1 ' , 1 1 ' がカップ保持孔 5 ' が形成されたカップ保持部 3 c を挟んで形成されている。必須ではないが 2 本とすることにより、一端側 3 a と他端側 3 b を重ね合わせようとするときのシート部材 3 の反発が少なくなるため係合片 2 3 を係合孔 2 1 (図 1 3) に係合させる作業が幾分楽になる。

10

【 0 0 6 3 】

(本実施形態の変形例 2)

図 1 4 ないし 1 6 を参照しながら、変形例 2 について説明する。変形例 2 に係る吊り下げ具 1 7 1 は、変形例 1 に係る吊り下げ具 1 6 1 (図 1 2、1 3) と基本構造を共通にする。以下では、両者間で異なる部分を重点的に説明する。

20

【 0 0 6 4 】

吊り下げ具 1 7 1 のシート部材 1 7 3 は、一端側 1 7 3 a と他端側 1 7 3 b の間に、折れ線 1 7 3 p , 1 7 3 p で区切られたカップ保持部 1 7 3 c を有している。カップ保持部 1 7 3 c は、カップ 1 7 2 (図 1 4) を載置可能な広さを持っており、任意ではあるがカップ保持孔は形成されていない。カップ 1 7 2 は井形状で、一般的にはうどんやそばを入れるのに適している。

【 0 0 6 5 】

シート部材 1 7 3 の一端側 1 7 3 a と他端側 1 7 3 b のそれぞれには、半円形の突出用開口 1 7 5 が形成され、それぞれに抑え片 1 7 7 が突出している。抑え片 1 7 7 , 1 7 7 は、係合孔 1 7 3 d に係合片 1 7 3 e を係合させたとき、シート部材 1 7 3 の外側 (反カップ 1 7 2 側) に突出し、突出用開口 1 7 5 から突き出したカップ 1 7 2 の突出部位を、蓋部材 1 7 2 の上から押えて上下動を規制するように構成されている。

30

【 0 0 6 6 】

(本実施形態の変形例 3)

図 1 7 および図 1 8 を参照しながら、変形例 3 について説明する。変形例 3 に係る吊り下げ具 1 7 1 ' は、変形例 2 に係る吊り下げ具 1 7 1 (図 1 4 ないし 1 6) と基本構造を共通にする。このため、以下では両者間で異なる点についての説明を行う。図 1 4 ないし 1 6 に示される部材番号と同じ部材番号にダッシュ「 ' 」を付したものが図 1 7 および 1 8 にも示される場合は、当該同じ部材番号によって示される部材は、両者間で共通する部材である。

40

【 0 0 6 7 】

すなわち、吊り下げ具 1 7 1 ' が有する突出用開口 1 7 5 ' は、変形例 2 の突出用開口 1 7 5 より大きく、カップ 1 7 2 ' の突出部位の上から下までが突出するように形成されている。つまり、カップ 1 7 2 ' の底部をも突出用開口 1 7 5 ' から部分的に突出するようになっている。突出用開口 1 7 5 ' の形状をカップ 1 7 2 ' の形状に合わせて適切に設定することにより、カップ 1 7 2 ' がシート部材 3 に対して首振りしないで安定的に保持されるようになることは、変形例 1 の吊り下げ具 1 6 1 と同じである。図 1 7 に示されるように抑え片 1 7 7 ' が三角形でカップ 1 7 2 ' より外側にせり出すほど大きいのが、これ

50

はデザイン上の要請によるもので、押え機能を果たせる限り形状や大きさに何ら制限はない。なお、吊り下げ具 171' は折れ線 173q を有する点で、これを有しない吊り下げ具 171 と異なっている。折れ線 173q, 173q は、必須ではないがこれらを有することにより、一端側 173a' と他端側 173b' を重ね合わせようとするときのシート部材 173' の反発が少なくなるため係合片 173e' を係合孔 173d' (図 18) に係合させる作業が幾分楽になる。

【0068】

(本実施形態の変形例 4)

最後に図 19 および図 20 を参照しながら、変形例 4 について説明する。変形例 4 に係る吊り下げ具 171' は、変形例 3 に係る吊り下げ具 171' (図 17 および 18) と同じものである。変形例 4 の最大の特徴は、カップ 179 が矩形の弁当箱形状である点である。カップ 173c' カップ 179 の対向する角部のそれぞれを突出用開口 175', 175' に向けて載置可能な形状に、また、突出用開口 175', 175' は当該角部のそれぞれが突出可能な形状に、それぞれ形成されている(図 20)。カップ 179 は、たとえば、ざるそばや焼きそば用として好適である。角部を突出させずに載置することを妨げないが、突出させるとカップ 179 が使用時のシート部材 173' からずり落ちないので、安定した吊り下げのために好ましい。

10

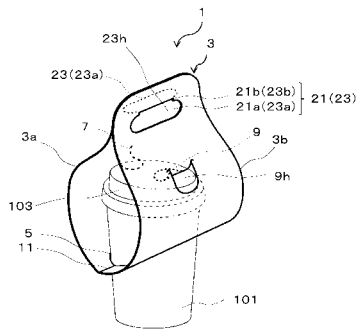
【符号の説明】

【0069】

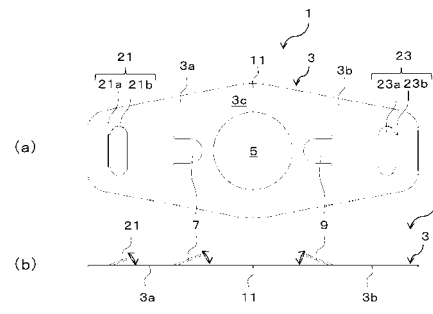
1	吊り下げ具	20
3	シート部材	
3a	一端側	
3b	他端側	
3c	カップ保持部	
5	カップ保持孔	
5'	カップ保持孔	
7	押え片(規制構造)	
7h	折り起こし孔	
9	押え片(規制構造)	
9h	折り起こし孔	30
11	折れ線	
11'	折れ線	
13	折れ線	
21	係合孔	
21a	長円孔部	
21b	方形孔部	
23	係合片	
23h	折り起こし孔	
23a	長円部	
23b	方形部	40
25h	食器保持孔	
101	カップ	
101'	多角形カップ	
103	蓋部材	
105	カップシール	
111	カップ	
113	シール蓋	
113'	シール蓋	
117	割りばし	
119	スプーン	50

1 2 1	吊り下げ具	
1 3 1	吊り下げ具	
1 3 5	シート部材	
1 3 7	指入れ孔	
1 3 9	折り返し片	
1 4 1	吊り下げ具	
1 5 1	吊り下げ具	
1 6 1	吊り下げ具	
1 6 3	突出用開口	
1 6 5	押え片	10
1 7 1	吊り下げ具	
1 7 1 ´	吊り下げ具	
1 7 2	カップ（井形状）	
1 7 2 ´	カップ（井形状）	
1 7 2 a	蓋部材	
1 7 2 a ´	蓋部材	
1 7 3	シート部材	
1 7 3 ´	シート部材	
1 7 3 a	一端側	
1 7 3 a ´	一端側	20
1 7 3 b	他端側	
1 7 3 b ´	他端側	
1 7 3 c	カップ保持部	
1 7 3 c ´	カップ保持部	
1 7 3 d	係合孔	
1 7 3 d ´	係合孔	
1 7 3 e	係合片	
1 7 3 e ´	係合片	
1 7 3 p	折れ線	
1 7 3 p ´	折れ線	30
1 7 3 q	折れ線	
1 7 5	突出用開口	
1 7 5 ´	突出用開口	
1 7 7	押え片	
1 7 7 ´	押え片	
1 7 9	カップ（弁当箱形状）	
T	テーブル	

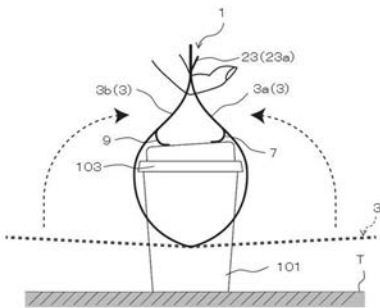
【 図 1 】



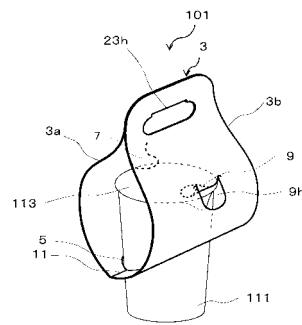
【 図 2 】



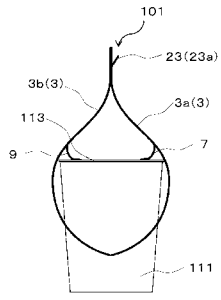
【 図 3 】



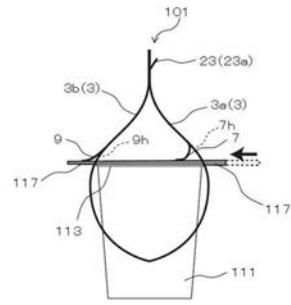
【 図 4 】



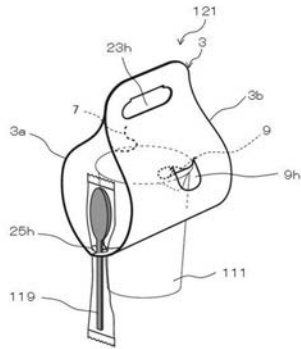
【 図 5 】



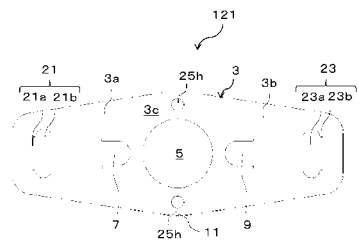
【 図 6 】



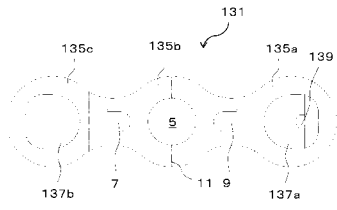
【 図 7 】



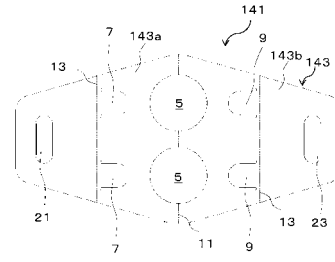
【 図 8 】



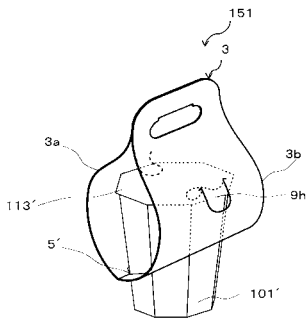
【 図 9 】



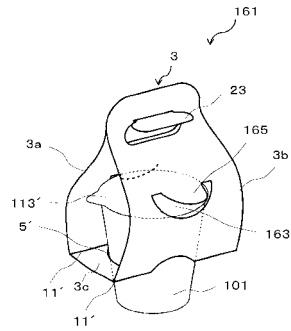
【 図 10 】



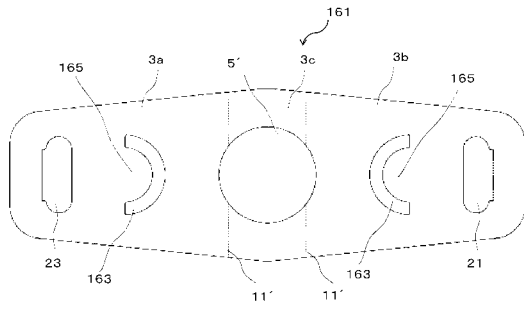
【 図 11 】



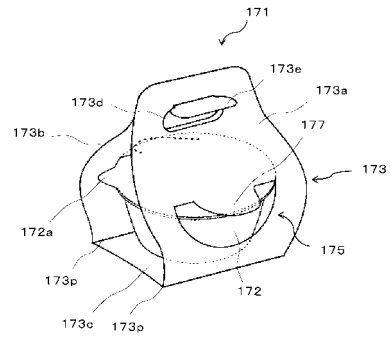
【 図 12 】



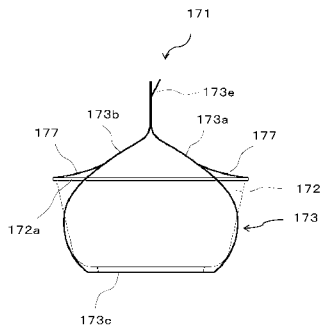
【図 13】



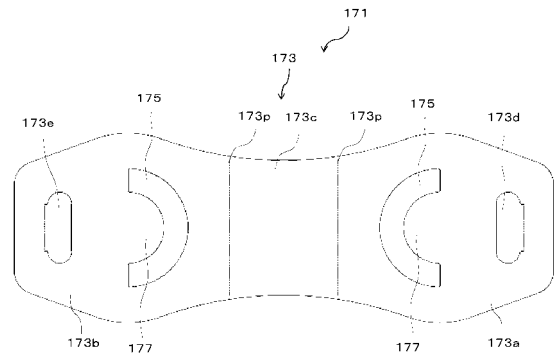
【図 14】



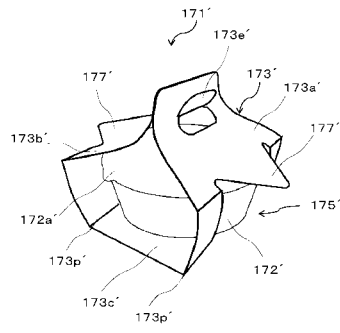
【図 15】



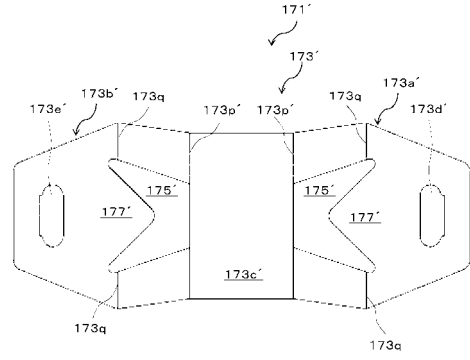
【図 16】



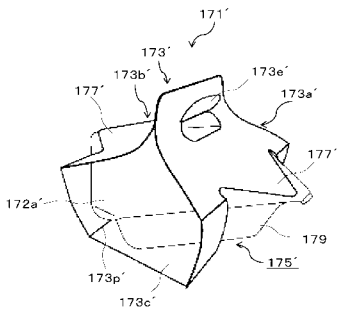
【 図 17 】



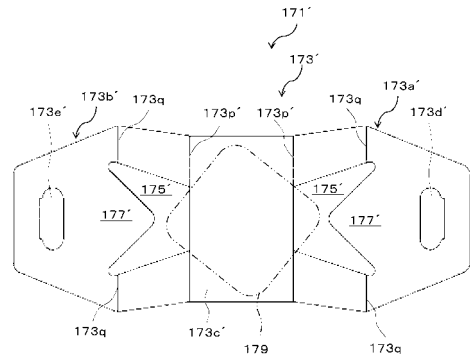
【 図 18 】



【 図 19 】



【 図 20 】



【手続補正書】

【提出日】平成29年3月21日(2017.3.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定形状の底があり、当該底と平行な断面形状が上端に向かって次第に相似形的に大きくなるテーパ状のカップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具であって、一端側と他端側を有する可撓性のシート部材と、

当該シート部材の一端側と他端側のほぼ中央にカップを差し入れ可能に貫通形成された、カップの底の最大長より長く、かつ、カップの上端の最大長より短い、内側最大長を有するカップ保持孔と、

当該カップ保持孔にカップが保持された状態の当該シート部材の一端側と他端側をカップの脇でそり上がらせてカップ上方で重ね合わせたとき、カップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材を直接的もしくは間接的に上から弾性的に押えて当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための押え片を当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方に有する

ことを特徴とするカップ吊り下げ具。

【請求項2】

前記押え片は、前記シート部材の一端側と他端側の双方に設けられていることを特徴とする請求項1記載のカップ吊り下げ具。

【請求項3】

前記押え片各々は、当該シート部材の一端側と他端側からの部分的折り起こしにより形成され、

当該シート部材に形成された折り起こし孔の双方を貫通させた棒状部材を介してカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と接触するように構成されている

ことを特徴とする請求項2記載のカップ吊り下げ具。

【請求項4】

前記棒状部材は、割りばしである

ことを特徴とする請求項3記載のカップ吊り下げ具。

【請求項5】

スプーンもしくはフォークの柄を、上から差し込んで保持するための食器保持孔が、前記カップ保持孔の脇に少なくとも1個貫通形成されている

ことを特徴とする請求項1ないし4いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【請求項6】

前記シート部材の一端側と他端側には、重ね合わせたときに両端を解除可能に嵌めこみ連結するための連結構造が設けられている

ことを特徴とする請求項1ないし5いずれか記載のカップ吊り下げ具。

【請求項7】

前記カップ保持孔と前記押え片のそれぞれが、前記シート部材の幅方向一列に複数設けられている

ことを特徴とする請求項1記載のカップ吊り下げ具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(請求項1記載の発明の特徴)

請求項1記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項1の吊り下げ具」という)は、所定形状の底があり、当該底と平行な断面形状が上端に向かって次第に相似形的に大きくなるテーパ状のカップを吊り下げて持ち運ぶためのカップ吊り下げ具である。この請求項1の吊り下げ具は、一端側と他端側を有する可撓性のシート部材と、当該シート部材の一端側と他端側のほぼ中央にカップを差し入れ可能に貫通形成された、カップの底の最大長より長く、かつ、カップの上端の最大長より短い、内側最大長を有するカップ保持孔と、当該カップ保持孔にカップが保持された状態の当該シート部材の一端側と他端側をカップの脇でそり上がらせてカップ上方で重ね合わせたとき、カップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材を直接的もしくは間接的に上から弾性的に押えて当該シート部材に対するカップの上下動を規制するための押え片を当該シート部材の一端側と他端側の少なくとも一方に有する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1の吊り下げ具によれば、シート部材の一端側と他端側を重ね合わせた状態で、カップ保持孔に差し込んだカップを吊り下げることができる。カップ保持孔への差し込みにより、シート部材によるカップ保持が安定する。シート部材に対するカップの上下動を押え片が規制するので、吊り下げて持ち運ぶときカップの底が、たとえば、テーブルなどの障害物にぶつかっても容易に跳ね上がったたり飛び出したりすることが防止される。このため、カップの持ち運びの際に、収納物をこぼしたり、カップ自体を吊り下げ具から落下されたりする恐れが払しょくされる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(請求項3記載の発明の特徴)

請求項3記載の発明に係るカップ吊り下げ具(以下、請求項3の吊り下げ具」という)では、請求項2の吊り下げ具の好ましい態様として、前記押え片各々は、当該シート部材の一端側と他端側からの部分的折り起こしにより形成され、当該シート部材に形成された折り起こし孔の双方を貫通させた棒状部材を介してカップの上端開口の周縁もしくはカップの上端開口に被せられた蓋部材と接触するように構成されている。この場合の押え片は、両者ともにカップ側に折り起こしてもよいが、一方をカップ側に他方を外側に折り起こして、つまり、同方向に折り起こすようにしてもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項3の吊り下げ具によれば、棒状部材がカップの縁にブリッジし、それを一方または双方の押え片が抑えるためより安定したカップの上下動規制を実現することができる。押え片による押えは、折り起こし孔から棒状部材が抜け落ちることも併せて防いでくれる

。

押え片は、シート部材の一部を折り起こしてなるものであるから、シート部材の加工だけで形成することができ、格別な部品を要しない。このため、使用前もしくは使用後の請求項 1 の吊り下げ具を、複数枚を積み重ねても不安定にならないし、嵩張りも最小限で済む

。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0048

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0048】

(押え片)

図 2 (b) に示すように、シート部材 3 の長さ方向に、カップ保持孔 5 を挟んで押え片 7 と押え片 9 が一端を残して切り抜き形成され、図 2 (a) に示すようにシート部材 3 から折り起こして使用する。押え片 7 は一端側 3 a に、押え片 9 は他端側 3 b に、それぞれ位置している。押え片 7 と押え片 9 は、その目的が達成できるのであれば形状を問わないが(後述の各変形例で同じ)、本実施形態ではそれぞれ扁平の半円形状に形成されている。半円形状であれば、たとえば、麵カップのシール蓋(図 4 参照)などと接触した際に突き刺さったりする恐れがないからである。なお、押え片は上記のように 2 個とすることが安定した押えなどのために好ましいが、押え片 7 もしくは押え片 9 の何れか一方だけ設けるようにしてもかまわない。さらに、適宜な個所に、押え片 7 および押え片 9以外の他の押え片を形成することを妨げない。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

(吊り下げ具の使用方法)

図 1 ないし 3 を参照しながら、吊り下げ具 1 の使用方法を説明する。ここでは、コンビニエンスストアでホットコーヒーを購入した場合を想定する。カップ 101 には蓋部材 103 を被せてある。ここで、図 2 (b) に示すように吊り下げ具 1 をテーブル T (図 3 参照)の上に置き、その状態でカップ 101 の底をカップ保持孔 5 の中に入れる(テーブル T の上に置かれた状態)。ここで、吊り下げ具 1 (シート部材 3)の一端側 3 a と他端側 3 b をそれぞれ両手で持って持ち上げる(図 3 の 2 点鎖線で示す状態)。カップ保持孔 5 の内径とカップ 101 の外形が一致すると、カップ 101 の重みで吊り下げ具 1 自体の持ち上げができなくなり、その代わりに、2 点鎖線の矢印で示すように一端側 3 a と他端側 3 b がそり上がり、やがて両者が重ね合わされる。図 3 の実線は、一端側 3 a と他端側 3 b を重ね合わせた状態を示している。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

(別の形状のカップ)

図 4 および 5 に示すカップ 111 は、シール蓋 113 を有する麵カップである。吊り下げ具 101 の押え片 7 および押え片 9は、シール蓋 113 の頂部を弾性的に押えている。図 6 に示すように、押え片 7 と押え片 9 は、折り起こし孔 7 h と折り起こし孔 9 h を貫通させた割りばし(棒部材) 117 を介してカップ 111 を押えるようにしてもよい。割り

ばし 11t が 麵カップ 111 の上端縁にブリッジしてより安定的に上下動を規制することができるし、中身を食べるとき使う割りばしと一緒に吊り下げて運ぶことができて便利である。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

シート部材 173 の一端側 173a と他端側 173b のそれぞれには、半円形の突出用開口 175 が形成され、それぞれに押え片 177 が突出している。押え片 177, 177 は、係合孔 173d に係合片 173e を係合させたとき、シート部材 173 の外側（反カップ 172 側）に突出し、突出用開口 175 から突き出したカップ 172 の突出部位を、蓋部材 172 の上から押えて上下動を規制するように構成されている。